

企業における知的所有権の収支に関する研究

山 本 恵 一*

A Study of in-comings and out-goings by the intellectual property rights of Japanese company

Keiichi Yamamoto

The various problems of the intellectual property rights concerning Japanese company are made clear by a questionnaire. After the collapse of Japanese economy since 1992, the importance of the intellectual property rights are also discussed. The prosecutions caused by the difference of the intellectual property rights between Japan and U.S.A give a brow to the Japanese company. Even a scheme of the solution, difference method of the justice between Japan and U.S.A brings distrust to the mutual understanding. The unity of the intellectual property rights between Japan and U.S.A is strongly desired. On the other hand, by a questionnaire for business method patent, many Japanese company desire the international agreement. However, many Japanese company devise its countermeasure.

1. はじめに

1992年から始まったバブルの崩壊、1980年の後半から始まった知的所有権のアメリカからの訴えで日本の企業は多額の賠償金を支払うために落ちたことなど、我が国の経済状況は深刻である。又、1990年の後半から始まったアメリカの特許認可、特にビジネスモデル特許に対する日本の対応など、新たな問題が噴出してきた。一体日本の企業はこれらにどの様に考えどの様に対応しようとしているかをみるために資本金一億円以上の企業、約500社にアンケートを求めこれを分析することを試みた。

アンケート内容は以下の通りである。

- (1) 貴社の売上の年間推移をご記入ください。
- (2) 貴社の純利益の推移を御知らせ下さい。
- (3) あなたの企業での特許取得件数の年代推移を御記入下さい。
- (4) (3)の項でもし飛躍している年代での特許があればその内容或は関連を御書き下さい。
- (5) 外国に特許を出願されている或いはすでに特許を御持ちの件数の年代推移を御教え下さい。
- (6) 日本は企業内研究よりむしろ外国から特許を買って製品を作ったほうが得策であるとの考えが過去に存在しました。そこで、2000年現在外国特許を何件買入れされていますか。又その金額はどのくらいでしょうか。又年代推移も御記入下さい。

* 経営工学科

- (7) 2000年現在、貴社が外国に売っている特許(少なくとも収入を得ている特許)の件数と合計金額を御教え下さい。
- (8) 國際的に見て、ビジネス特許についてどのようにお考えですか。
①けしからん②特許は製品に限るべきである③時代の流れだからやむを得ない④アメリカが認める限り我々も特許を出願する。⑤世界が特許協議を行い将来の我が國の特許方針でつっぱねるべきである。⑥その他の意見 { }
- (9) 外国から特許権の侵害で訴えられた事はありますか。
- (10) あると御答えの企業はどのような問題で、その件数と大体の金額を御答え下さい。
- (11) 一方、貴社では外国の企業に対して特許侵害で訴えたことは。○で囲んで下さい。
① ある ②ない
- (12),(11) の項であると御答えの企業でその内容及び大体の金額を御教え下さい。
- (13) 今後の特許に関するお考えがあれば何でも自由にお書き下さい。

2 結果の分析

発送数503のうち返信は87社で17、3%の率であった。この数はあらかじめ予想された数字で妥当なものであろう。

設問1に対する回答の分析 「鉄鋼業」では、全体的に売上の年間推移は1970年から1990年頃までは売上を少しずつ伸ばしてきている。しかし1995年頃のバブル崩壊の影響で多少売上が減少している。「機械関連」では、全体的に売上を伸ばしている。しかし1995年以降は減少している企業が多い。「輸送用機器、自動車業」は1995年までの好景気で売上を大幅に伸ばし1995年からバブル崩壊で急激に落ち込んでいる。「織維業」は緩やかに伸びて1990年から緩やかに下がっている。「家電メーカー」は1970年から1995年まで売上を伸ばしていたが1995年から徐々に減少している。「紙、パルプ業」はオイルショックの影響はあまりなく1990年までは緩やかに上昇している。1990年から1995年までは好景気の影響を受けて急激に上昇し1995年からバブル崩壊で売上を下げた。「医薬品業」はオイルショックやここ数年の経済危機もあまり関係なく売上を伸ばしている。大体の業種は好景気で売上を伸ばしバブル崩壊などの経済危機で売上を減少させているにもかかわらず、この業種は社会の動向にあまり影響の無いことが読み取れる。「化学業」は1995年以降、バブル崩壊の影響はあまりなく緩やかに上昇している企業が多い。しかし、大半の企業は製造コストの削減やリストラで売上を落とさないようにしているのが実状だ。

設問2に対する回答の分析 「鉄鋼業界」 A社での純利益の推移をみると、1970～1975年までは、200億円近くの利益を上げているが1980年には70億近くにまで下がっている。1985年には170億近い赤字（当期純損失）になっている。1990年には再び200億近い利益を上げているが、1995～1999年にかけては180～200億近い当期純損失を計上している。「医薬品業界」 B社では、1970～1999

0年にかけて30～100億近い利益を上げている。この間の純利益は常に右上がりである。1995年には300億近く、さらに1999年には700億近い利益を上げている。医療薬品業界はこの不況の中でもしっかりと利益を上げている。

設問3、4に対する回答の分析

鉄鋼業；1990年度～1993年度にかけての国内出願件数は400～450と多く、H5年10月に特許庁より出願適正化の指導を受けたので、1995年度の取得件数が多くなっている。

家電；1980年代、米国のプロパテント政策に対応して特許出願に会社をあげて努力した結果、1990年代に特許出願の大幅増加となった。1980年～1985年にかけての件数増加はレーザーディスクプレーヤを中心とする光技術再生装置関係特許である。特許件数が1990年代以降低下しているのは、多項制活用によって出願件数が減ったことが大きな要因である。

化学；1990年～1995年に世界的なプロパント化の中で出願件数を増加させた。

輸送機器；1985年での出願件数の多い順は製鉄機械関連、船舶関連、原子力関連である。内燃機関の制御系に関する登録が1995年に伸びている。1982年以降に出願増加のための特許活動を行った時期があり、発明発掘→出願が急増した。これが登録となつた時期が1991年～1995年くらいと考える。

繊維；1993年4月に文書株式課から専門家として分離したことにより出願の増加と登録の確立が上がった。その内訳は、インクジェット方式による染色及びセリシンの利用の出願が増加したことによる。

建設；審査請求費用が値上げされる前にまとめて申請したために登録が伸びたので内容は関係ない。1995年～2000年は主に床板関係が特筆される。又、排煙脱硫装置の技術開発の時期と一致する。1993年頃から特許出願が急増しているのは新規事業の立体駐車場関係の特許申請を1986年頃から多数申請したためである。また、免震技術が阪神大震災後伸びている。

パルプ・紙；1996年以降の増加は①出願件数そのものの増加②特許制度の改訂(広告制度を廃止し、付与後の異議申立制度の導入)③プロパテント(出願人、権者保護の傾向)の特許庁審査等の要素などによる特許によるところが多い。

以上、取得件数の飛躍には米国のプロパテント政策が大きく関係している。1980年代に始まった米国のプロパテント政策に対応するために日本の企業でも発明に力を入れて経営戦略としての特許出願を進め、1990年代には特許登録が増加してきている。また、出願適正化の指導を受けている企業もあり、これも取得件数に影響を与えていている。出願適正化とは、特許出願が増大したため特許庁が出願の多い企業に対して出願を減らしてくれるよう要望したものである。特許取得件数が増加した理由として特許制度の改定を挙げた企業も数社あった。特許法は改訂、改正が多く年々改良されている。1999年の特許法改正の特徴としては①審査請求期間の短縮②出願人の請求による早期公開制度の導入③損

害行為の立証の容易化が挙げられる。

設問5に対する回答の分析 一般特許では、「電気メーカ」は、1980年から急に出願件数が増加している。国内特許はもとより、国際特許の必要性をこの関連会社は認識したようにみえる。「鉄鋼業メーカ」における特許件数の特徴は、1990年以降はかなり減少してきているが現在では少しずつ特許件数が増えてきている。「機械メーカ」における特許件数の特徴は、2000年まで、少しずつであるが出願件数を増やしてきている。「化学メーカ」の出願件数は、1990年あたりから外国との特許についての問題が多くみられるようになり自社が持っている特許を外国にも出願するようになった。全体的にみてみると右上がりのグラフが多い。特に1980年から特許件数が増えている。これはアメリカのプロパテント政策の影響であると思われる。アメリカでは、1979年にカーター大統領が「産業技術政策に関する大統領教書」を議会に送り、その中で特許の強化を明確に打ち出し、そして特許強化の一貫として特許に関する専門的な裁判所である連邦巡回控訴裁判所(CAFC)が1982年に設立されたのである。この特許強化の流れを決定づけたのは1985年のヤングリポートである。その代表的な裁判がアメリカのA社と日本のカメラ会社B社の裁判である。この裁判は、1987年4月から1992年2月までの約5年間続いた。結局、日本のカメラ会社B社が前面敗訴になり160億円の和解金を支払って決着したのである。5年間で日本のカメラ会社の裁判費用は40億円を超えてるのである。一方、「家電メーカ」のビジネスモデル特許の対応を見てみると、A社では1996年から「EC戦略推進室」をスタートさせた。B社では会社員を対象に最大1000万円まで特許報奨制度を拡大し1999年6月に「ビジネスモデル特許対策プロジェクト」をスタートさせ、2000年1月にはこれにかわり「ビジネスモデル特許出願プロジェクト」をスタートさせた。C社では、知的財産部門が「ブレーンストーミング」(創造的集団思考法)のマニュアルを作り、4つの社内カンパニーで特許発掘を実施した。D社では、ビジネスモデルを社内公募する「ビジネスモデル提案制度」をスタートさせている。事業化に成功すると最大1000万円の報奨金を支給するという。このようなビジネスモデル特許の対応は、他の職種にも必要である。

設問6に関する分析 「輸送用機器」1990年以前は、外国からの特許の買入れはない。A社では、1990年5件の特許を買入れ、約7千6百万円を支払っている。5年後の1995年は外国からの特許の買入れは激増し190件にも及ぶ特許を買入約8億9千8百万円もの特許料を支払っている。2000年現在では214件の特許を買入れ約8億円の特許料を支払う予定になっている。そして、今後も外国からの特許買入れが増えると予想される。

「繊維関係」繊維関係も輸送用機器と同様に1990年以前は外国からの特許の買入れは行われていない。しかし、A社では、1990年では95件の特許を買入れ約3千6百万円の特許料を支払っている。1995年は、1990年の約20倍にあたる2000件もの特許を買入れ、約1億7千9百万円を支払っている。2000年現在は、1995年に比べ100件減り1900件の特許を買入れ約8千8百万円を支払っている。今後は急激に買

入れ特許件数が減ることはないだろうが徐々に減っていく可能性はあるだろう。

設問7に関する分析 「輸送用機器」A社では、2000年現在118権に及ぶ特許を外国に売り7億9千1百万円の収益を得ており、この中の118件というのはすべての回答の中で最も多く外国に売っている特許件数であった。「繊維関係」B社では、2000年現在21件以上の特許を売っており約6億5千万円の収益を得ている。「医薬品関連」のC社では、2000年現在3件の特許を売っており約23億円の収益を得ている。このほかの業種からの回答は今回の調査では得ることができなかった。その理由として、企業側から「外国に売っている件数はクロスライセンスなどで収益を得ている場合があり件数はカウントしていない」という回答があった。

設問10に関する回答の分析 ①「けしからん」という意見については全業種合わせても2件という極めて少数の意見であった。これは、アンケートの回答を頂いた企業の中では約2%程度であった。つまり、ビジネスモデル特許を認めている企業が大多数であるということである。次に②「特許は製品に限るべきである」という意見は、全体的に少なく約4件であった。その中の2件はパルプ・紙の企業が占めていた。これも、回答を頂いた企業の中でも少なく約5%程度であった。③「時代の流れだからやむを得ない」という意見には全体的にとても多く20件以上もの回答があった。これは、全企業のうち約30%近くにあたり業種に関わらず多くの企業があり好ましくはないが時代の流れだから納得をせざるを得ない状況にあるということである。4業種に関わらず多くの企業が、あまり好ましくはないが時代の流れだから納得をせざるを得ない状況にあるということである。④「アメリカが認める限り我々も特許を出願する」という意見も③「時代の流れだからやむを得ない」という意見と同様にかなり多くの企業から回答があった。件数は17件であり、この意見も全企業の中で約21%程度の高い回答を得た。世界をリードするアメリカがビジネスモデル特許を認めるのならば、日本の企業も特許を認めざるを得ないということである。⑤「世界で特許協議を行い将来の我国の特許方針でつっぱねるべきである」という意見は、全企業のうち6件という回答であった。これは、全回答の中で約14%程度の回答であり他の意見とは違い多くも少なくもない結果であった。最後に⑥「その他の意見」については、全回答のうち10件近くの回答を得た。そして、アンケートで得たその他の意見を紹介する。

(A社) 時代の流れから必要であろうと考える。ただし、国際的調和は必要。

(B社) ビジネスマodel特許の立ち上がりの時代で、影響を受ける会社も多いはず。その係争の解決が従来の「特許化（権利化）」抵触と同じ対処法でよいのか不明な点が多い。この解決法のマニュアルがあれば良いと思う。

(C社) 前向きに捉え、新しいビジネスモデルを作りビジネスそのものを新しくして行くことが生きる道。

(D社) 世界的レベルで協議を行い各国における出願審査、特許権の効力等についての明確な基準を早急に示してもらいたい。

(E社) 各企業は生き残りをかけてネットワーク社会への対応に取り組んでいる。ビジネスモデル特許はネットワーク社会への対応の現れの1つである。

(F社) 特許の内容について厳しく審査すべきである。

(G社) 権利が認められる以上、積極的な活用を考えていく。

このように各企業によってさまざまな意見を頂いた結果、ビジネスモデル特許の審査基準の統一に関する意見が数多く寄せられた。つまり、現在の特許の審査基準は各国で異なっているため早急に審査基準の統一化を望む企業が多いということが分かる。

設問11に関する回答の分析 業種に関わらず、約半数の企業が外国からの特許に関する訴えはないという回答であった。逆に、訴えられた事があると答えた企業も約半数であった。

設問12に関する回答の分析 A社「当社製品の特許侵害に関する問題、約2～3件/年訴えられている。金額は案件によって異なる。」B社「相手企業の特許権に当社製品が侵害していた。」C社「訴えられた件数は、4件/年であり、金額は5000万円/件位である。」D社「1件訴えられたが、勝訴した。」E社「化学品の合成関連1件で金額は5億円である。」F社「画像処理関連で700万円。」G社「過去10～15年前に、2～3件の事例があり、支払った金額は正確には不明であるが多くはない。」等の回答を得ることが出来た。この結果、多くの企業が何らかの理由で外国から訴えられていることが分かる。また、ほとんどの場合が特許権の侵害を認め賠償金を支払って解決している。しかし、少数の企業は裁判で勝訴しているという結果もあった。

設問13に関する回答の分析 多くの企業が外国の企業に対して訴えたことがないとの回答だった。その中の一部の企業の回答を紹介する。A社「欧州6カ国での特許侵害で約2億円。」B社「模範品が出回っていることから相手側を警告。」C社「訴えたが不成立。」等の回答を得た。しかし、外国に特許権侵害に関して訴えたことはあるがその内容と金額については企業秘密のため御答えできないという回答が多く寄せられた。

設問15の回答 A社「他社が使用せざるを得ない強い特許権をいつそう取得するよう努力すること。特許交渉に更に強くなること。」B社「ビジネスモデル特許の発掘を考えている。」C社「係争については、訴訟よりも話し合い（警告、ライセンス中込み）の方がほとんどである。訴訟は、今後増加すると思われるが件数的には少ないと想われる。」D社「特許庁はプロパテント政策を推進しているが、もう少し国情（国民性等）を考慮して進めていくべきである。米国のプロパテント政策の真似はだめ。」E社「企業にとって今後ますます特許が重要なことは間違いないが、そのことを経営陣にもっと身を持って認識するようにさせることが必要と考えている。」F社「知的財産が経営戦略の中で、一層重視されるようになるものと確信している。」G社「ビジネスモデル特許、バイオ関連・IT関連の特許動向が要注目。益々、特許戦略が激戦となる。」H社「ビジネスモデル特許の扱いについて日本国内での対米対策重要課題化。」I社「何でも新しいものには特許を与えるべきで、新しい発想の無いものは滅びると解すべき。」J社「建設業の特許は主として国内で

技術開発の証、特許権で相互に争うことは少ない。海外進出も発展途上国が多く、権利は主張できない場合が多い。」K社「できれば日欧米（三極）での審査基準を統一すべきである。」L社「各国において、適切な範囲の共通な特許審査基準が確立され早期に特許され、維持コストが安価で非権利者が当該特許を尊重し、ひいては産業の発展に寄付する特許制度・運用のあり方が望まれる。」M社「今後の特許権の付与は真に開発費をかけた発明に基づくものに対してインセンティブが与えられる考え方が、主流になると思われる。」N社「Lemelson氏の特許は、いわゆるサブマリン特許と呼ばれるものの一つであった。今後は、世界各国が統一した規定での権利保護にすべく努力する必要があると考える。」等の数多くの意見が寄せられた。その中でも、多く寄せられた意見には、今後いち早く特許の審査基準の世界での統一化を望む意見であった。

3.まとめ

問1の売上の伸びは1995年以降、各企業急激に減少傾向にあり今回のバブル崩壊（1992年から始まる）が如何に深刻であるかが伺える。しかし、業種によってはまったくこの影響を受けていない企業（化学、医薬品関連）もあることが本文中で明らかであろう。又、鉄鋼や建設はいたって深刻である。特に建設の落ち込みはひどく第2あるいは第3のそごう百貨店の例が2000年に出ないとも限らない。売上の伸び以上に深刻なのは利益の減少である。これは上記、鉄鋼、建設はひどい状況にあると認めざるを得ない。設問3の特許取得件数の年代推移によると、1980年以降上昇しているがプロパテント政策の実施以後やや減少している。しかし、設問5の海外への特許申請は一部の業種を除き1990年あたりから急増している。このことは、日本の企業がアメリカの企業からの係訴事件が頻繁に行われるようになった対応策ではなかろうか。設問6の外国からの特許取得件数及び金額はあまり多くなく、日本企業独自の技術開発が当然のことながら進んでいることを示すものであると思える。設問7の「貴社が外国から得る特許利益」を聞いたのであるがあまり多くはない。ただ医薬品のD社は2000年前半で23億円の利益を得ているとの答えがあり、営業利益と技術利益とを合わせるとこの業種は世界経済に左右されない優良企業であると断定できる。また一方では高齢化社会への対応、いわば社会福祉の方向が明確に現れているともいえる。設問8は最近特に重要となってきたビジネスモデル特許に関する調査である。ビジネスモデル特許とは、無体物に関する特許であり商業に関する方法やコンピュータのソフト、著作権、等々多岐に亘り、これらはeコマースでは無用であるとの声もあるが現在、非常に深刻な事態になりつつある。その一例は一般の数式でさえ特許になりつつあり、何でも特許にしようとするアメリカの政策の一端がうかがえる。我国では2000年前半からやっとこの問題に気付き始め、各企業が対応に著しい。しかし、特許庁の認可はまだ表面化していない。設問9、10、11、12では外国の企業から訴えられたか、又外国を訴えたかという質問であるが多くの場合クロスライセンスで迷っているようにみうけられる。又当然、外国を訴えたと回答してきた企業もあった。しかし、その内容及び金額は企業秘密であるとしてきた。我国の企業を守るために、一企業の中で秘

密とすることは良くない。もっと多くの個々のケースを明らかにし世論を啓発すべきであると考える。又、国の政策も重要である。我国の政治家は何を考え何をしようとしているのかが明確ではない。国益というとグローバル化の中で逆行する考えのように思えるが、この不況時こそ国益としての考えが政策にない我国の政治には失望せざるを得ない。アンケートの他の問題として、中国のことが上げられる。特許に関して世界共通の概念のないこの国をどう取り扱うかの問題も自由圏の最大の問題であり、早い解決が望まれる。一研究者、一企業人のみではどうしても取り扱いきれない問題こそ政治の仕事であり、無策な日本の政治家はもう必要ではない。今回、初めてこの知的所有権について調査してみた。しかし、多くの教訓があった。

謝辞

本研究に多大の援助をいただいた福井工業大学（特別研究費）に感謝いたします。又、集計を手伝ってくれた卒業研究生、国本貴久君、倉重剛司君、幸風秀男君、青山和哉君、中川雄君、に感謝いたします。

参考文献

- 1、「知的所有権」 小野 昌延著 有斐閣ビジネス
- 2、「新版特許明細書解説」 阿形 明著 講談社サイエンティフィク
- 3、「ビジネスモデル特許」 牧野 和夫・シドニー・ハント・ウィークス 河村寛治
共著 日本経済新聞社
- 4、会社四季報 東洋経済新報社
- 5、役員四季報 東洋経済新報社

(平成13年12月6日受理)